

京都市告示第249号

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例（平成19年京都市条例第2号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり路上喫煙等禁止区域（以下「禁止区域」という。）を指定しますので、同条第5項の規定に基づき、告示し、関係図書を縦覧に供します。

平成19年10月23日

京都市長 榎本 頼兼

1 禁止区域の名称及び範囲

	名 称	範 囲
1	河原町通	御池通南側端線から四条通北側端線までの河原町通
2	裏寺町通	立誠緯5号線南側端線から立誠緯24号線北側端線までの立誠経8号線、立誠緯24号線の起点から11.3mの地点までの立誠緯24号線及び立誠経7号線
3	新京極通	三条通南側端線から四条通北側端線までの新京極通
4	寺町通	御池通南側端線から四条通北側端線までの寺町通
5	烏丸通	御池通南側端線から四条通北側端線までの烏丸通
6	三条通	三条大橋東側端線から烏丸通東側端線までの三条通
7	六角通	新京極通西側端線から寺町通東側端線までの六角通及び立誠緯5号線
8	蛸薬師通	河原町通西側端線から寺町通東側端線までの蛸薬師通
9	錦小路通	新京極通西側端線から烏丸通東側端線までの錦小路通
10	四条通	東大路通西側端線から烏丸通東側端線までの四条通

2 指定する日

平成19年11月1日

3 関係図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市文化市民局市民生活部地域づくり推進課

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)